

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件 名	地域活動団体等へのコンサルティング業務の委託について
--------	----------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

◇第14条第1項（業務委託）

（担当部課：子ども家庭部子ども家庭課）

事業の概要

事業名	地域活動団体等へのコンサルティング業務
担当課	子ども家庭課
目的	子どもの育ちを支援する地域活動団体等からの相談を受け、助言等を行うコンサルティング業務を委託することにより、地域における子ども・子育て支援の一層の充実を図ることを目的とする。
対象者	コンサルティングによる活動支援の利用者
事業内容	<p>区では、子育て家庭の福祉の向上を図るとともに、子どもたちの生きる力を育むため、平成28年4月に新宿区子ども未来基金を設置した。基金を活用して、子どもの育ちを支援する地域活動団体に資金を助成しているが、長期的に安定した活動を続けるためには、団体の活動資金や人材の確保等、自立した運営を目指すことが必要である。また、新たに活動を始めたい区民等からの相談も増加していることから、活動の実現に向けた方法や継続的な運営を支援するためのコンサルティング業務の委託を行う。</p> <p>(1) 対象：子ども未来基金助成団体 14団体 新規で活動を検討している区民等 2団体</p> <p>(2) コンサルティング支援のテーマ</p> <p>①活動資金の確保（寄附の集め方、クラウドファンディングの方法等） ②人材確保、育成（ボランティアスタッフの確保・定着等） ③周知方法（活動PRの方法） ④会計処理の方法（領収書及び帳簿の管理、予算書・決算書の作成方法等）</p> <p>(3) 実施方法（全3回）</p> <p>1回目…ヒアリングと現状把握 2回目…改善策等の提言 3回目…効果検証と今後に向けた提言</p> <p>(4) 事業の開始時期</p> <p>委託事業開始・・・令和4年7月予定 支援募集開始・・・令和4年7月下旬予定</p> <p>※個人情報の流れは、資料5-1のとおり</p>

◇電子計算機による個人情報の処理委託、個人情報の収集を伴う委託、
重要な個人情報の提供を伴う委託(第14条第1項)…報告事項

件名 地域活動団体等へのコンサルティング業務の委託について

保有課(担当課)	子ども家庭課
登録業務の名称	地域活動団体等へのコンサルティング業務委託
委託先	一般社団法人ソーシャルビジネス・コンサルタントグループ
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	【コンサルティングによる活動支援の利用者に係る情報項目】 住所、氏名、電話番号、団体名、ヒアリング内容
処理させる情報項目の記録媒体	紙及び電磁的媒体(委託先のパソコン)
委託理由	本委託においては、子どもの育ちを支援する地域の活動団体や新規で活動を検討している区民等が抱える課題(資金、人材、周知、会計)に対し、総合的な知識を有し、的確に助言を行うことができ、かつ、想定する受講対象団体数に対応できる体制が必要である。当該事業者は、複数の中小企業診断士で構成されており、各分野に精通しているコンサルタントが所属しているため、様々な課題に対する的確な現状把握、改善案等の提示が可能であることから、上記事業者に業務を委託する。
委託の内容	(1) 内容 <ul style="list-style-type: none"> ・区が指定する団体からの相談に基づき、現状把握、改善案等の提案、効果の検証等について、コンサルティングによる支援を行う。また、コンサルティング実施中に生じた課題を解決するために、相談等によるフォローアップを行う。 ・コンサルティング支援のテーマ <ul style="list-style-type: none"> ①活動資金の確保(寄附の集め方、クラウドファンディングの方法等) ②人材確保、育成(ボランティアスタッフの確保・定着、ボランティアリーダーの育成等) ③周知方法(活動PRの方法) ④会計処理の方法(領収書及び帳簿の管理、予算書・決算書の作成方法等) (2) 実施方法 コンサルティング(全3回まで) <ul style="list-style-type: none"> 1回目…ヒアリングと現状把握 2回目…改善策等の提言 3回目…効果検証と今後に向けた提言 1テーマのコンサルティング終了後、報告書を作成の上、コンサルティングにおいて使用した資料とともに、区に提出する。
委託の開始時期及び期限	令和4年7月1日から令和5年3月31日まで(次年度以降も、同様の業務委託を行う。)

<p>委託にあたり区が行う情報保護対策</p>	<p>【運用上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 契約にあたり、別紙「特記事項」を付すとともに、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守義務について明記する。 2 必要に応じ、区職員が立入調査を行い、個人情報の管理・保管状況の確認を行う。
<p>受託事業者に行わせる情報保護対策</p>	<p>【運用上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、区に報告させる。 2 提供された情報は施錠できる金庫（キャビネット）に保管させる。 3 委託先のパソコンに保管した個人情報は、委託業務終了後に紙及び電子データを廃棄・消去し、個人情報消去証明書を提出させる。 <p>【システム上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ウイルス感染等がないよう、ウイルス対策ソフトウェアの導入及び最新パターンファイルを適用させる。 2 委託先のパソコンを取り扱うことができる者を特定し、ID、パスワード等によりパソコンの利用認証を行わせる。 3 外部ネットワークからの不正接続や内部からの情報漏洩がないよう、ファイアウォール等の保護対策を講じさせる。 4 個人情報の漏えい防止対策としてログ等管理を徹底させる。 5 個人情報データには、パスワードを付してデータを暗号化させる。

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持出しの禁止)

- 6 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 7 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 8 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 9 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

- 10 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

- 11 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等が不要になったとき及び業務終了後は、当該資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。
- 12 乙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

(個人情報を取り扱う従事者の指定)

- 13 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

(業務に関する報告)

- 14 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査等)

- 15 甲は、乙に課した情報保護対策（新宿区情報公開・個人情報保護審議会への報告内容等）に基づき、乙が適正に業務を実施していることを立入り調査等により確認するものとする。
- 16 前項による確認は、年度当たり1回以上行うものとする。
- 17 乙は、第15項による甲の確認の際には業務の実施状況を明らかにするほか、業務に関する個人情報の管理状況について甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従事者に対する教育)

- 18 乙は、乙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

- 19 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表等)

- 20 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、乙に対して改善等に向けた指導を行うとともに、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

- 21 乙は、第1項から第19項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。